

地域連携センター実施事業の手続に関する申合せ

- 1 この申合せは、地域連携センター規程第4条に定める業務のうち次の各号について必要な事項を定めるものとする。
 - (1) 学術講演会（学部企画に拠らない）
 - (2) 地域連携事業
 - (3) その他適切な事業

- 2 地域連携センターが行う事業は、業務の内容により次の各号に種別され、事業の実施を希望する者は決められた期限までに書類（様式1）を添えて申請者の所属する学部のセンター長補佐または看護実践センター長を通じて、地域連携センター長に申請する。各号の業務内容については別紙のとおりとする。
 - (1) 主催
 - (2) 共催
 - (3) 協力
 - (4) 後援

- 3 地域連携センター長は前条の規定に基づき申請を受けた場合、センター運営会議において事業内容および名称の検討を行い、検討結果を申請者に報告する。

- 4 事業経費の拠出については、個別に検討を行う。

- 5 事業終了後には、申請者は実施報告書（様式2）を2週間以内に研究支援・地域連携課まで提出する。なお、提出した報告書はセンターの年報に掲載されることをあらかじめ申請者は承諾するものとする。

附則

この申合せは、平成24年7月24日から適用する。

附則

この申合せは、平成24年10月23日から適用する。

附則

この申合せは、平成25年9月11日から適用する。

附則

この申合せは、平成28年4月1日から適用する。

附則

この申合せは、令和元年10月11日から適用する。

学術講演会実施にかかる業務内容

	企画	施設 準備・ 当日 運営	費用		チラシ・ポスター			広報関係			
			旅費	謝金	作成	印刷 のみ	郵送	学 内 配 布	HP 掲載	ユニ パ 掲載	記者 資料 配布
主催	○ ※1	○	○	○ ※2	○	○	○	○	○	○	○

※1 企画内容（講演内容）が一般聴衆者にも容易に理解可能な内容を多分に含んでいると想定できるもの。また、一般 100 名以上を含む 200 名以上の参加が見込める企画であるもの。

※2 地域連携センター運営会議で定めた基準を適用する。

地域連携センター事業実施にかかる業務内容

	企画	施設 準備・ 当日 運営	費用		チラシ・ポスター			広報関係※3			
			旅費	謝金	作成	印刷 のみ	郵送	学 内 配 布	HP 掲載	ユニ パ 掲載	記者 資料 配布
主催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共催	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力	—	○	—	—	—	○ ※4	—	○	○	○	—
後援	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—

※3 広報関係には「新聞・テレビ等」への広告掲載は含まない。記者発表に続く、記事掲載や取材に基づく報道は含む。

※4 構内掲示用としての限定数印刷に限る。